

# ゆくえを追う

Zoom  
1

## 情報通信基盤整備事業の今

「情報通信基盤整備事業」の是非を問う  
住民発議による「住民投票条例」制定の  
請求書が10月3日、佐藤町長に提出された  
10月11日には請求の内容について審査する  
議会特別委員会が始まった  
情報通信基盤整備事業のゆくえは—  
10月17日時点までの経過を紹介する



### 「川根本町独自の情報通信整備事業」について 住民の意思を問う川根本町住民投票条例制定請求書（全文）

私たちは「川根本町情報通信整備事業計画」全体に反対するものではありません。町民の総意に沿った情報通信整備事業計画実現のために、町民が本当に何を最優先に必要と考えているかを、住民投票で明らかにしたいと考えるものです。

川根本町は、県内一の41.3%という高齢化率に加え、合併時想定された町の人口減少率をはるかに超えた速度、県内最下位の8.1%減（県平均0.7%増）と人口は急激に減り続けています。また、町の自主財源は35.9%（平成22年）と低い状態から抜け出せる状態には依然ありません。そのような状況の中、平成22年度から川根本町独自の情報通信整備事業詳細設計に4,300万円、事業本体に16.6億円、毎年の運営費に7千万円もの税金投入が予定されようとしています。事業詳細設計の前に町民アンケートをとると明言しながら、実行しないまま、9月には事業決定をしたいという計画を打ち出しました。これまで町内各地で行われた町民への事業計画説明会や情報通信基盤整備事業推進検討委員会で数多く出された提案や指摘された問題点、疑問点に町民は答えをもらわぬまま、説明を受けぬまま、事業が決定されようとしています。代表性も明らかでない情報通信基盤整備事業推

進検討委員会の「委員会での意見」を、全ての町民の代表の意見として町独自の情報通信整備事業計画を進めようとしています。私たちは、町独自の情報通信整備事業が、はたして町民の総意を反映したものか、町民にとって最優先順位の事業計画なのか、と疑問を感じざるを得ません。町独自の整備によって、将来にわたる財政負担を認識しないまま「ないよりはあったほうがよい」といった感覚で賛成してしまうのは、町内の数ある箱物の維持管理、利活用に先例を見れば、その危うさは自明のことです。さらに、緊急災害時における町民への確実な連絡手段、確実な安否確認、孤立した地区への双方向の連絡手段も今すぐにもでも検討しなければいけない課題です。事実、町独自の光ファイバー網の整備に対しては、町民への説明会のあと、町民からも議会の中からも、方法論も含めて慎重に進め、町民の意見を反映すべきと大変多くの声が上がっています。

以上の趣旨から、「川根本町独自の情報通信整備事業」について住民の意思を問う川根本町住民投票条例の制定を請求いたします。

平成23年8月1日  
川根本町を守り発展させる有志の会

### 旧町時代から引き継がれた事業

住民有志でつくる「川根本町を守り発展させる有志の会」は10月3日、本町が計画を進める「情報通信基盤整備事業」について、住民の意思を問う「住民投票条例」制定を本請求した。有志の会代表の益井悦郎さんらが役場を訪れ、請求書と条例案に2221人分の署名簿を添え、佐藤公敏町長に手渡した。

町合併後は、本町総合計画の基本構想シンボルプロジェクトに引き継がれている。光ファイバーを利用した情報通信基盤について、本町では現在まで民間事業者による事業展開はなされていない。これにより都市部との情報格差はもとより、本町内にも情報の地域格差が見られているのが現状だ。

情報化が進む現代社会。現状に満足し、整備の判断を将来に先送りするのは大きな損失だと町は考えている。過疎化、人口流出が進む本町で、今後若い世代に移り住んでもらうため、さらに進出する意向のある企業にとっても魅力ある地域であるため、

### 本請求の意味を重く受け止め

しかし今回、このように多くの住民から「住民投票」を望む声が上がったという事実を町は真摯に受け止めなければならぬ。11日には議会特別委員会の場で、この請求書についての審査が始まった。本事業の概要と現在までの経過を追う。

### 「住民投票条例制定」請求の経緯

平成23年8月1日

●川根本町住民投票条例制定請求代表者証明書交付申請

平成23年8月5日

●川根本町住民投票条例制定請求代表者証明書交付

●川根本町住民投票条例制定請求代表者証明書を交付した旨を告示（第43号）

平成23年9月1日

●川根本町住民投票条例制定請求のための署名収集委任届の提出

平成23年9月2日

●川根本町住民投票条例制定請求者署名簿の提出

平成23年9月20日

●川根本町住民投票条例制定請求者署名簿の効力に関する証明を終了

●川根本町選挙管理委員会による川根本町住民投票条例制定請求者署名簿の縦覧期間および場所並びに署名簿に印を押した者の総数等を告示（第11号）

平成23年9月29日

●川根本町住民投票条例制定請求者署名簿に関し、縦覧期間内に異議申出がなく、その結果有効署名総数「2221人」を告示（第13号）

●川根本町選挙管理委員会から川根本町住民投票条例制定請求代表者へ川根本町住民投票条例制定請求者署名簿を返付▼



平成23年10月3日

●川根本町住民投票条例制定の本請求を町が受理